

CVIT 専門医実技試験試験官 交通費・宿泊費に関する内規

2010年1月22日

1. 実技試験に伴い発生した旅費請求は、実費清算する。
2. 旅費の請求は学会指定の請求書に領収書を必ず添付し、2週間以内に事務局へ送付する。
3. 片道3時間以上を要する施設に赴く場合、前泊が必要であれば宿泊を認める。
宿泊費用は原則として12,000円/日とする。
4. 利用する交通手段は、鉄道、船舶、飛行機、バス、自家用車とし、タクシーはやむを得ない場合に限って利用するものとする。
5. 第4項の公共交通機関を利用する場合は、グリーン料金、プレミアムシート、スーパーシート、一等などの特別料金は不可とする。
6. 公共交通機関の利用が非常に不便な地域または時間帯では、以下の乗車区間におけるタクシーの利用を認める。
 - ・自宅から最も近い駅までの往復
 - ・目的地まで最も近い駅からの往復
 - ・1回の乗車距離は10kmを上限とする。
7. 目的地または最寄駅・空港まで自家用車を利用する際は、その区間のガソリン代金を請求することができる。この場合は区間の距離と、ガソリン10の時価と平均的燃費から概算した金額とする。
また、高速料金、駐車料金を請求することができる。